

520

769

Ⓛ  
875

第六類 機密保護 艦船要目公表範圍

昭和三年内令第四十三號ハ之ヲ廢止ス

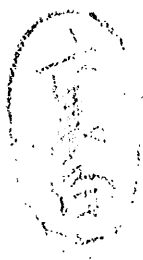
艦船要目公表範圍ヲ別表ノ通定ム

589

●艦船要目公表範圍 昭和六年四月二十九日 内令第七十九號

- 改正
- 昭和六年第一七八號、七年第九七號、第一九二號、第三一九號、第四三三號、八年第二三號、第四一號、第七一號、第八五號、第三〇六號、第三二〇號、第三三七號、第三五二號、第三四四號、第三四八號、第三三八號、第四一八號、九年第五一號、第五六號、第七七號、第七八號、第一七九號、第二〇八號、第三三八號、第三六八號、第四一九號、第五〇五號、一〇年第三三號、第五九號、第一二三號、第一八四號、第二四五號、第三三〇號、第三六三號、一一年第三七號、第一七二號、第三五二號、第三八三號、一二年第六四號、第三三八號、第六八一號、第九四一號、一三年第八七號、第三六〇號、第四四四號、第八五四號、第一一七七號、一四年第四二九號、第五九〇號、第九九九號、一五年第一一六號、第三三三號、第四四三號、第七九四號、一六年第六九二號、一七年第八四〇號、第一四六五號。

八七五



内令

2042

第六類 機雷保護艦 艦船要目公表範囲

艦名	艦種	長(米)	幅(米)	喫水(米)	排水量(噸)	速力(節)	短艇數	製造所	起工年月日	進水年月日	竣工年月日	主要兵装			機 械 種 類	機 械 數	罐 種 類	罐 數	推 進 器 數	馬 力	備 考	
												大 砲	發 射 管	探 照 燈								
扶桑	戰艦	192.02	28.68	8.69	29,330	22.5	13	吳工廠	大正 45-3-11	大正 3-3-28	大正 4-11-8	300mm 12 150mm 16 12.7cm 高角 3	2	8	「タービン」	4	艦本式	6	4	40,000		
山城	戰艦		28.65					横須賀工廠	大正 2-11-20	大正 4-11-3	大正 6-3-31											
伊勢	戰艦	195.07		8.74	29,990	23.0	12	神戸川崎造船所	大正 4-5-10	大正 5-11-12	大正 6-12-15	300mm 12 140mm 15 12.7cm 高角 3	4					24		45,000		
日向	戰艦							三菱長崎造船所	大正 4-5-8	大正 6-1-27	大正 7-4-30											
長門	戰艦	201.35	28.96	9.14	32,720			吳工廠	大正 6-8-28	大正 8-11-9	大正 9-11-25	400mm 8 140mm 20 12.7cm 高角 3	6					21		80,000		
陸奥	戰艦							横須賀工廠	大正 7-6-1	大正 9-5-31	大正 10-10-24											
金剛	戰艦	199.21	28.04	8.38	29,330	26.0	13	英國昆社	昭和 44-1-17	昭和 45-5-18	大正 2-8-18	300mm 8 150mm 16 12.7cm 高角 3	4					10		64,000		
霧島	戰艦		28.96					三菱長崎造船所	大正 45-3-17	大正 2-12-1	大正 4-4-12											
榛名	戰艦							神戸川崎造船所	大正 45-3-16	大正 2-12-14									18			
大和	戰艦	235.00	31.50	9.15	42,000	25.0	14	吳工廠	昭和 12-11-4	昭和 15-8-8	昭和 16-12-16	400mm 9 150mm 12 12.7cm 高角 3	8					艦本式 12		90,000		
武蔵	戰艦							三菱長崎造船所	昭和 13-3-29	昭和 15-11-1	昭和 17-8-5											
比叡	練習艦	199.19	28.04	6.32	19,500	18.0		横須賀工廠	大正 44-11-4	大正 元-11-21	大正 3-8-1 (昭和 12-3-1)	300mm 6 150mm 16 12.7cm 高角 4 8cm 高角 4	1	6					11		13,800	
鳳翔	航空母艦	155.45	14.87	4.57	7,470	25.0	8	淺野造船所	大正 8-12-16	大正 10-11-13	大正 11-12-27	140mm 4 8cm 高角 2	4		「タービン」	2	艦本式	8	2	30,000		
赤城	航空母艦	232.58	28.04	6.45	26,900	28.5	16	吳工廠	昭和 9-12-6	昭和 14-4-22	昭和 2-3-25	200mm 10 12cm 高角 12	1				4		19	4	131,200	
加賀	航空母艦	217.93	31.24	6.50		23.0	14	横須賀工廠	昭和 9-7-19	昭和 10-11-17	昭和 3-3-31								12		91,000	
龍驤	航空母艦	187.20	18.50	4.38	7,100	25.0	9		昭和 4-11-28	昭和 6-4-2	昭和 8-5-8	12.7cm 高角 12	1	2					6	2	40,000	
蒼龍	航空母艦	209.84	20.84	5.02	10,050	30.0	11	吳工廠	昭和 9-11-20	昭和 10-1-23	昭和 12-12-26								8	4	60,000	
飛龍	航空母艦							横須賀工廠	昭和 11-7-8	昭和 12-11-16	昭和 14-7-5											
瑞鳳	航空母艦	197.21	17.87	5.50	9,500	25	8		昭和 13-1-15	昭和 14-3-1	昭和 15-12-27	12.7cm 高角 8	1						4	2	40,000	
祥鳳	航空母艦								昭和 14-1-10	昭和 15-2-23	昭和 16-12-22											
翔鶴	航空母艦	230.00	26.00	6.20	20,000	30	12		昭和 12-12-12	昭和 14-6-1	昭和 16-8-8	12.7cm 高角 16	1						8	4	80,000	
瑞鶴	航空母艦							川崎重工業會社	昭和 13-5-25	昭和 14-11-27	昭和 16-9-25											
能登呂	水上機母艦	138.68	17.68	8.08	14,050	12.0	4	神戸川崎造船所	大正 8-11-24	大正 9-5-3	大正 9-8-10	100mm 2 8cm 高角 2	1		直立三段 膨脹式	1	宮原式	6	1	5,850		
神威	水上機母艦	151.18	20.42	8.43	17,000	15.0		ニューヨーク アビルディング會社	昭和 10-9-14	昭和 11-6-8	昭和 11-9-12	140mm 2 8cm 高角 2	1		電氣推進	2	ヤーロー式	4	2	8,000		
千歳	水上機母艦	176.00	18.80	5.80	9,000	20.0	8	吳工廠	昭和 9-11-28	昭和 11-11-29	昭和 13-7-25	12.7cm 高角 4	1	2	「タービン」 「ディーゼル」	2	艦本式	2		15,000		
千代田	水上機母艦								昭和 11-12-14	昭和 12-11-19	昭和 13-12-15											
瑞穂	水上機母艦					17.0		神戸川崎造船所	昭和 12-5-1	昭和 13-5-16	昭和 14-2-25	12.7cm 高角 6	1		「ディーゼル」	4					9,000	
迅鯨	潜水母艦	115.82	16.15	6.91	5,160	16.0	10	三菱長崎造船所	大正 11-2-16	大正 12-5-4	大正 12-8-30	140mm 4 8cm 高角 2	1	2	「タービン」	2	艦本式	6	2	7,000		
長鯨	潜水母艦								昭和 11-3-11	昭和 13-3-24	昭和 13-8-2								5			
駒橋	潜水母艦	64.01	10.87	3.86	1,125	13.9	5	佐世保工廠	大正 元-10-7	大正 2-5-21	大正 3-1-20	8cm 高角 1	1		「ディーゼル」	2					1,200	
大鯨	潜水母艦	197.30	18.04	5.20	10,000	20.0	9	横須賀工廠	昭和 8-4-12	昭和 8-11-16	昭和 9-3-31	15.7cm 高角 4	1	2		4					13,000	
劍埼	潜水母艦	201.26	18.11	6.43	12,000	19.0	8		昭和 9-12-3	昭和 10-6-1	昭和 14-1-15	12.7cm 高角 4	1		艦本式 内火機械	4						
高崎	潜水母艦								昭和 10-6-20	昭和 11-6-19	昭和 15-12-27											
常盤	敷設艦	124.38	20.45	7.42	9,240	21.25	10	英國「アームストロング」社	昭和 30-1-6	昭和 31-7-6	昭和 32-5-18 (大正 12-3-31)	200mm 2 150mm 3 8cm 高角 1	1	5	直立三段 膨脹式	2	宮原式	18	2	18,248		
勝力	敷設艦	73.15	11.89	4.11	1,540	13.0	4	吳工廠	大正 5-5-5	大正 5-10-5	大正 6-1-15	8cm 高角 3	1								1,800	
嚴島	敷設艦	100.00	12.75	3.08	1,970	16.0	5	浦賀船渠會社	昭和 3-2-2	昭和 4-5-22	昭和 4-12-26	140mm 3 8cm 高角 2	1	2	艦本式 内火機械	3					3,000	
白鷹	敷設艦	79.20	11.50	2.80	1,345			石川島造船所	昭和 2-11-24	昭和 4-1-25	昭和 4-4-9	12cm 高角 3	1		直立三段 膨脹式	2	艦本式	2	2	2,200		
八重山	敷設艦	85.50	10.58	2.46	1,135	20.0		吳工廠	昭和 5-8-2	昭和 6-10-15	昭和 7-8-31	12cm 高角 2	1								4,800	
沖島	敷設艦	117.80	15.62	5.07	4,400		7	播磨造船所	昭和 9-9-27	昭和 10-11-15	昭和 11-9-30	14cm 高角 4	1	3	「タービン」	2			4		9,000	
津輕	敷設艦	118.09	15.52	4.71	4,000		2	横須賀工廠	昭和 14-7-5	昭和 15-6-5	昭和 16-10-22	12.7cm 高角 4	1									
初鷹	敷設艦	84.61	11.30	3.62	1,600		5		昭和 13-3-29	昭和 14-4-23	昭和 14-10-31		1								6,000	
蒼鷹	敷設艦								昭和 14-5-10	昭和 15-2-3	昭和 15-6-30											
若鷹	敷設艦							播磨造船所	昭和 15-11-25	昭和 16-7-12	昭和 16-11-30	8cm 高角 2	1									

(昭和六年内令第七十九號別表第一)

八七七

八七七

内  
付  
封  
筒

2044

●新造艦艇特務艦艇要目公表ニ關スル件

昭和十三年十月七日  
軍務一機密第三七〇號

(海軍省軍務局長ヨリ關係各局長宛)

新造艦艇特務艦艇要目公表ニ關スル件申進

自今新造艦艇、特務艦艇要目公表範圍ハ當該艦ノ竣工後示達セラルルコトニ定メラレ候

從テ進水時ニ於テハ其ノ艦種及艦名ノ外一切公表セザルモノト  
了知相成度

●艦船要目公表範圍ノ取扱ニ關スル件

昭和十六年六月二日  
軍務一機密第三六八號

(海軍省軍務局長ヨリ各局長宛)

艦船要目公表範圍ノ取扱ニ關スル件申進

昭和六年內令第七十九號艦船要目公表範圍ハ視察者見學者等ニ對シ要目發表ノ必要アル場合ニ於ケル標準ヲ示サレタルモノニ

第六類 機密保護

新造艦艇特務艦艇要目公表ニ關スル件  
新造艦艇、特務艦艇進水ノ公表ニ關スル件

艦船要目公表範圍ノ取扱ニ關スル件

九〇五

シテ積極的ニ要目ヲ公表セシメラルル意ニアラザルヲ以テ取扱  
上留意相成度

特ニ要目公表範圍ノ令違ヲ以テ公表ト誤解シ未公表艦艇名ヲ新  
聞ニ發表スル等ノコトナキ様留意相成度

●新造艦艇、特務艦艇進水ノ公表ニ關スル件

昭和十五年十一月二十一日  
軍務一機密第七五四號

(海軍省軍務局長ヨリ各局長、要務局長、艦政本部艦務部長宛)

新造艦艇、特務艦艇進水ノ公表ニ關スル件申進

自今新造艦艇、特務艦艇進水ノ公表ハ行ハザルコトニ定メラレ候  
尙進水命名式舉行其ノ他ノ爲必要事項ヲ各部へ通知スル要アル  
トキハ豫メ海軍省ト連絡ヲ要スルコトニ定メラレ候

追テ昭和十五年軍務一機密第三七號(一月二十日海軍公報(部  
内限)参照)ハ自然消滅ノ義ト了知相成度

2045

2046  
2047

906

第六類 機密保護  
未成艦艇ノ機密保持ニ關スル件  
軍艦大和竣工後ノ機密程度ニ關スル件  
九〇六

●未成艦艇ノ機密保持ニ關スル件

昭和十六年十一月六日  
軍務一機密第七六七號

(海軍省軍務局長ヨリ各艦長宛)

未成艦艇ノ機密保持ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シテハ進水ノ公表ヲ差控ヘ進水式觀覽者ノ範圍ヲ  
モ制限スル等嚴ニ之ヲ漏泄防止ノ方策ヲ講ジアル處最近部内ニ  
於テ日常談話ノ間ニ未成艦艇ニ關スル事項特ニ部内一般ニ對シ  
テモ秘匿セラレアル軍極秘ニ屬スル艦艇名又ハ軍機ニ屬スル艦  
艇ノ要目等ヲ機密程度ニ關スル注意ヲ拂フコトナク話題ニ供ス  
ル者アリ且不用意ニ近親者ニ漏泄シタル事項ガ轉々シテ遂ニ在  
京英國大使館ニ投書セラレ或ハ士官相互間ノ談話ノ内容ガ下士  
官兵ヨリ市井ニ流布セラルル等防諜上憂慮スベキ事例アルニ付  
テハ軍機軍極秘ニ屬スル事項ハ勿論未成艦艇ニ關スル事項ヲ濫  
リニ話題ニ供スルガ如キコトナキ様嚴ニ示達相成度

軍艦大和竣工後ノ機密程度ニ關スル件  
九〇六

●軍艦大和竣工後ノ機密程度ニ關スル件

昭和十六年十二月十九日  
軍務一機密第九〇三號

(海軍省軍務局長ヨリ各艦長各鎮守府艦隊長各艦長宛)

軍艦大和竣工後ノ機密程度ニ關スル件申進

首題ノ件左記ノ通定タル候條了知相成度  
追テ部外公表並ニ要自公表範圍開テハ別ニ研究中ニ有之  
候

記

- 一、主要要目、主砲主要性能及之等ヲ表示スル書類ハ「軍機トス
- 二、其他ノ物件事項並ニ書類ハ海軍機密物件取扱規則ニ依ル
- 三、艦名及職名ノ使用ニ關シテハ昭和十五年軍務一機密第七五
- 五號(內令提要卷一、七五四ノ三頁參照)ニ依ル
- 四、部内ノ者ノ見學、視察及要務アル部外者ノ乘艦ニ關シテハ海軍觀覽規程第三類ニ準ズ但シ部外者ノ艦内見學ヲ許可セス

906

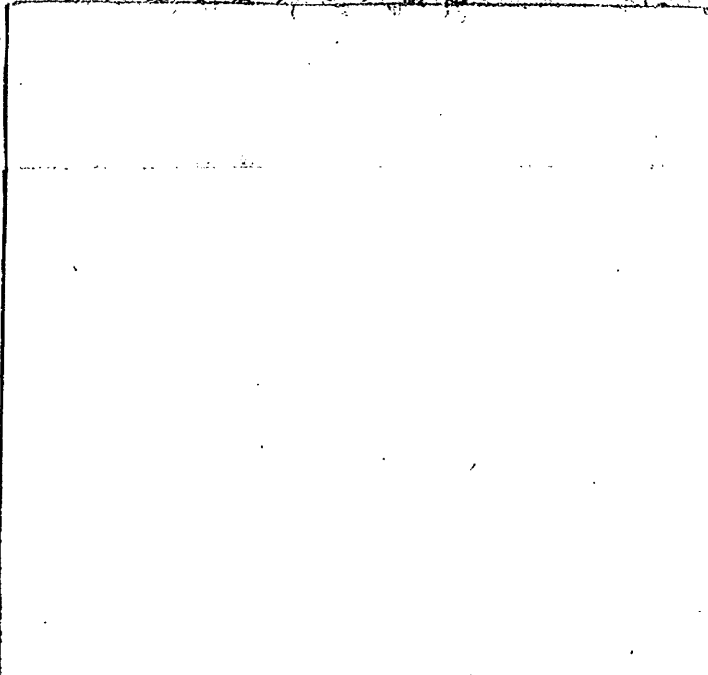
内十三

2046  
2047

906

首題  
モ制  
於テ  
テモ  
艇ノ  
ル者  
京其  
官兵  
テハ  
リ

第六類 機密保護  
未成艦艇ノ機密保持ニ關スル件 豫備艦大和竣工後ノ機密程度ニ関スル件 九〇六



●豫備艦船ノ種別部外發表禁止ニ關スル件  
昭和七年十二月十三日  
軍務二機密第三五二號

(陸軍省軍務局長ヨリ關係各部長宛)

豫備艦船ノ種別部外發表禁止ニ關スル件申進  
船ノ種別ヲ部外ニ發表スルハ帝國海軍戰備ノ一端ヲ窺知  
虞アルヲ以テ自今之ヲ禁止セラルコト相成候條御了  
度

●航空機要目公表範圍

昭和十六年八月二十六日  
内令兵第七十號

要目公表範圍ヲ別表ノ通定ム  
二年内令兵第三十號ハ之ヲ廢止ス

内士

6508

592

●軍艦武藏機密保持ニ關スル件

昭和十七年八月十一日  
軍務一機密第六〇三號

(海軍省軍務局長ヲ在京各廳長各領發豫備艦長宛)

軍艦武藏機密保持ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シテハ昭和十六年十二月十九日軍務一機密第九〇三號申進ニ依ルコトニ定メラレ候條了知相成度

追テ軍艦大和、武藏ノ要目公表範圍内令第一四六五號ヲ以テ發令セラレ候處其ノ取扱ニ關シテハ昭和十六年軍務一機密第三六八號(内令提要卷一九〇頁參照)ニ準據相成度

90671

第六類 機密保護 軍艦武藏機密保持ニ關スル件

豫備艦船ノ種別部外發表禁止ニ關スル件

九〇六ノ一

2048  
2049

●豫備艦船ノ種別部外發表禁止ニ關スル件

昭和十七年十二月十三日  
軍務一機密第三五三號

(海軍省軍務局長ヲ在京各廳長各領發豫備艦長宛)

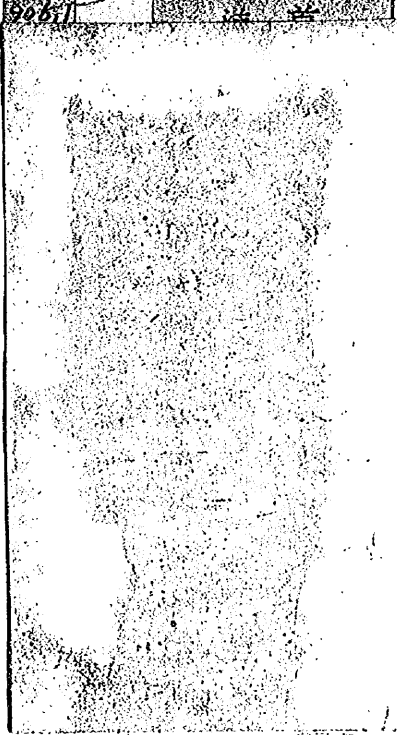
豫備艦船ノ種別部外發表禁止ニ關スル件申進

592

●軍艦武藏機密保持ニ関スル件

昭和十七年八月十一日  
軍務一機密第六〇三號

(海軍省軍務局長 若狭 登 海軍省軍務局長宛)



第六類 機密保護 軍艦武藏機密保持ニ関スル件

豫備艦船ノ種別部外發表禁止ニ関スル件

九〇六ノ一

2048  
2049

●豫備艦船ノ種別部外發表禁止ニ關

スル件 昭和十七年十二月十三日  
軍務一機密第三五二號

(海軍省軍務局長 若狭 登 海軍省軍務局長宛)

豫備艦船ノ種別部外發表禁止ニ關スル件申進

豫備艦船ノ種別部外ニ發表スルハ帝國海軍戰備ノ一端ヲ窺知  
サルル虞アルヲ以テ自今之ヲ禁止セラルルコト相成候條御了  
知アリ度

⑤ 906,1



第六類 機密保護 航空機要目公表範圍

●航空機要目公表範圍

昭和十六年八月二十六日  
内令兵第七十號

航空機要目公表範圍ヲ別表ノ通定ム

昭和十一年内令兵第三十號ハ之ヲ廢止ス

974  
⑤2082

九〇六ノ二

2050

912,2,1

●通信ノ機密保持ニ関スル件

昭和十七年九月七日  
軍務一機密第六八四號

(海軍省軍務局長 矢部局長 関係各廳長宛)

通信ノ機密保持ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シテハ屢關係各部ノ注意ヲ喚起セシメラレタル所ナルモ特ニ左ノ件ハ自今充分留意相成様致度

- 一 親展電報ハ着信者及受報者以外之ヲ翻譯セザルコト
- 二 内地及作戰ニ直接關係ナキ方面ニ在ル艦船及陸上  
官衙部隊ニ在リテハ作戰部隊ノ通信ノ傍受及翻譯ハ直接作戰ニ關係アルモノノ外之ヲ行ハザルコト
- 三 作戰關係電報ハ其ノ閱覽範圍ヲ職務上直接關係アルモノニ限定シ且之ガ取扱保管ヲ嚴重ナラシムルコト

第六類 機密保護 通信ノ機密保持ニ關スル件 私信ノ内容檢閲ニ關スル件

●私信ノ内容檢閲ニ關スル件

昭和十七年七月一日  
軍務一機密第四八六號

(海軍省軍務局長 矢部局長 関係各廳長宛)

私信ノ内容檢閲ニ關スル件申進

最近部内ヨリ發スル私信ノ内容ニ機密事項ヲ記載スルモノ多キニ鑑ミ自今艦船部隊ヨリ發スル私信ハ全部相當責任者ニ於テ檢閲ノ上表面ニ檢閲者ノ檢印ヲ捺捺スルコトニ定メラレ候條嚴重實施相成度尙不檢閱通信文ニシテ陸上ニ於テ投函セル郵便物中ニ高度ノ機密事項ヲ記載スルモノ多キニ鑑ミ内國郵便物ト雖モ艦船部隊所在地附近ヨリ發スル私信ハ郵便法第十六條ノニ依リ隨時檢閲ヲ實施セラルベキニ付其ノ旨部下ニ通達スルコト共ニ不檢閱通信文ヲ陸上ニテ投函セザル様嚴重示達相成度

912,2,1

九一ニノ二ノ一

●郵便物ノ内容取締ニ関スル件

昭和十七年七月二日  
軍務一機密第四三三號ノ二  
(海軍省軍務局長ヨリ各廳長宛)

不郵便物ノ内容取締ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シテハ既ニ軍務一機密第四三三號申進ノ通ナル所其ノ後遞信當局ニテ調査シタルニ左記ノ如キ事例有之從來此ノ種送達ヲ不適當ト認ムル郵便物ハ其ノ送達ヲ停止シ所轄長宛返戻セラレ居リタルガ場合ニ依リテハ軍機保護法或ハ海軍懲罰令ニ觸ルルコトナキヲ保シ難キヲ以テ一層嚴重取締相成度

記

- 一、檢閲済ノ表示アル郵便物ノ内容ニ機密事項ヲ記載セルモノアリ
- 一、發信人居所トシテ所屬艦船部隊ヲ記載セズ止宿先等ヲ記載セル郵便物中ニハ機密事項ノ記載セルモノ多シ

第六類 機密保護 郵便物ノ内容取締ニ關スル件

972,22

- 一、外見ハ純然タル私信ニシテ内容公務ニ亙リ然モ機密事項ヲ記載セルモノアリ
- 一、郵便物取扱ニ關スル例規ニ依ル區別符ト所在地部隊名ヲ併記セルモノアリ
- 一、艦隊入港時面會ノ爲來レル家族ノ通信中ニ海軍軍人ヨリ聞知シタラト認メラルル機密事項ヲ記載セルモノ多シ
- 一、郵便局宛ノ郵便物配布先通知又ハ行動豫定通知ヲ葉書ニテ爲ス所轄アリ
- 一、公文書ニシテ包装紙或ハ封筒ノ不良ノ爲内容露出シ機密漏泄ノ虞アルモノ多シ
- 一、公文書ニシテ通常郵便トシテ差立可能ナルニ拘ラズ紐ヲカケ小包郵便トシテ差出ス爲一般小包ト同様ニ取扱ハレ封筒破損シ内容露出スルモノアリ

972,22

九二二ノ二

2052

912,2,3

590

●未公表海軍軍事施設ノ部外電話ニ  
關スル機密保持ノ件

昭和十七年十月三十日  
軍務一機密第七七六號

(海軍省軍務局長ヨリ各廳長宛)

未公表海軍軍事施設ノ部外電話ニ關スル  
機密保持ノ件申進

未公表海軍軍事施設(公表濟ノ軍事施設中ノ機密施設  
ヲ含ム)ノ部外電話ハ防諜上其ノ電話番號、廳名及所  
在地名等ヲ電話番號簿ニ登録セザルコトニ定メラレ候  
條可然取計相成度

追テ右軍事施設ノ電話番號ヲ電話交換手ニ間合セア  
リタル時ハ最寄海軍官廳ニ間合サレ度旨應答スル様  
遮情省ニ申入アリ右間合セニ接シタル時ハ相手方ノ  
身分、用務等ヲ確カメ差支ナキ者ニ限り回答スル様  
示達アリ度

第六類 機密保護 未公表海軍軍事施設ノ部外電話ニ關シテ機密保持ノ件

九一三ノ三

上野 白

777

2053